

## 令和5年度三重県立看護大学広報紙「MCNレポート」制作及び発送業務委託仕様書

### 1 業務名

令和5年度三重県立看護大学広報紙「MCNレポート」制作及び発送業務委託

### 2 業務目的

受験生、保護者、卒業生、各関係機関等に本学の取り組みや学内での様子などの情報を提供し、本学の魅力を発信することで、より多くの入学希望者や本学の地域貢献事業等への参加者を確保する。

また、質の高い広報紙の制作、効果的な発送を通じて、関係機関等からの広告掲載を募集し、広告料収入を確保する。

### 3 業務内容

#### (1) 制作業務

##### ① 本学担当者との打ち合わせ

発行は年4回（6月、9月、12月、3月）で、各号の制作開始前（発行月の前々月中旬）に、本学担当者と制作スケジュールや紙面構成について、打ち合わせを行うこと。その際、受発注者双方にとって無理のない工程を協議するため、受注者は、制作スケジュールを示す工程表を提示するものとする。

##### ② 編集・デザインレイアウト

本学担当者が提出する紙面構成案と原稿、画像データ等に基づき、文字、写真、イラスト、図表等を効果的に配置し、見やすく編集すること。

また、必要に応じて画像のトリミング、補正を行い、フリー素材等を使用して記事の内容に合うイラストの提案を行うこと。

##### ③ 印刷製本

②により制作した印刷原稿をもとに、「4 仕様・規格」に従い、印刷製本を行うこと。

##### ④ 広報紙面の本学ホームページ用データの作成

本学ホームページ掲載用の広報紙のPDFファイル（Windows対応）を、電子記録媒体（DVD-R等）に記録し、広報紙納入時に指定する場所へ納入すること。

#### (2) 発送業務

##### ① 封入物

本学が提供する封筒（角2）、宛名ラベルを使用し、封筒に宛名ラベルを貼り付け、広報紙と送付文書（A4サイズ1枚程度）を封入して発送すること。

なお、送付文書については、本学が原稿を提供するものとし、受注者は必要部数を印刷するものとする。

##### ② 発送件数

第53号（2022.12）における発送件数等については、次表のとおり。

なお、発送件数等については、各号発送時に見直すため目安である。

送付単位	件数	枚数
50部	1件	50枚
30部	1件	30枚
20部	5件	100枚
5部	368件	1,840枚
1部	2,206件	2,206枚
合計	2,581件	4,226枚

※個人宅への発送（1,809件（2022年12月発行号の実績。今後、変動する可能性あり））については、誤配送防止のため転送サービスがある、ゆうメールや郵便等を利用すること。（発送物の重さ：1通当たり約46g）

### ③発送時期

それぞれ発行月の15日を目安に発送作業を完了すること。

なお、発注者は速やかに検査を完了し、受注者は当該月内に請求書を発行することとする。

## 4 仕様・規格

- (1) 規格：A4判 表紙本文共紙 8ページ
- (2) 紙質：再生マットコート紙 90kg 四六版
- (3) 部数：各号 5,000部（【内訳】納入：約 700部、発送：約 4,300部）  
及びPDFファイルを保存した電磁記録媒体1枚
- (4) 印刷方法：4色フルカラー
- (5) 製本：中綴じ
- (6) 校正回数：5回程度（各号）
- (7) 本文原稿：Word、Excel、Adobe Illustrator 等で入稿
- (8) 写真・画像：JPEG、PNG、Adobe Illustrator 等で入稿

## 5 委託期間及び納入期限等

- (1) 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 納入期限  
各号発行月の10日まで
- (3) 納入場所  
三重県立看護大学（三重県津市夢が丘一丁目1番地1）
- (4) 納入方法  
印刷部数から発送部数を差し引いた残部を、「(3) 納入場所」に納入すること。

## 6 請求方法

号毎に、発送作業終了後請求すること。

## 7 著作権等の帰属

- (1) 本契約に基づく成果物の著作権は、三重県立看護大学へ成果物の引渡し完了したときに三重県立看護大学に移転するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県立看護大学に譲渡されるものとする。  
また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

## 8 その他の注意点

- (1) 不測の事態が生じた場合には、別途本学担当者と協議するものとする。
- (2) 個人情報に関する取扱いについて、本学、受注者双方とも適切に取り扱うものとする。
- (3) 本契約にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和4年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月）22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。